

会員規約改定

対象条文：(会期) 第1条 本会の会期は2010年9月8日より2016年8月31日までとする。

改訂案：(会期) 第1条 本会の会期は2010年9月8日より2021年8月31日までとする。

改訂の事由：

本会の会期については、会員規約 ●会期規定 (会期) 第1条により、2010年9月8日より2016年8月31日迄と規定されている。すなわち、今期(第6期、2015年度)が最終年度となる。

活動終了を惜しむ声、継続を希望する声が聞こえる中、最終年度にあたる今期、会期終了への不安を感じず、落ち着いた活動に参加いただくには、現時点で、会と活動の今後について方針を明確にしておくのが最良と考える。

よって、下記の事由をもって会期の5年間延長(会期末:2021年8月31日)ならびに会員規約の改訂を提案する。

会期延長の事由：

- ・本会の活動は、設立以来の5年間で、先端ITの調査・研究・研鑽を主体とする段階から、検証・実証結果をもって活用を推進する段階へと進み、現在は、IoTやAI、Deep Learningなど関心の高い旬の技術を集中的に取り上げたオープンラボの活動が特に注目され、会の有用度、知名度ともに増している。今後、この取り組みを更に進展させ、IoTやAIに続く旬の技術領域を発掘し、調査、研究することで、会と活動の価値向上を目指したい。
- ・昨今の技術動向を俯瞰するに、ITの動きは活発で、個々の技術の組み合わせで新しい技術領域や新しい利用が創出されている。加えて、「モバイル/IoT×クラウド」というインターネットを基盤とする技術領域が新たな社会基盤になってきており、生活やビジネスを変え始めている。これから2020年の東京オリンピックに向けて、ドラスティックに発展していくであろう技術に取り組み、社会とビジネスへより一層貢献していきたい。
- ・このような環境下、2016年9月1日からの5年間、技術動向と活動目標を見定めながら活動を継続、発展させ、東京オリンピック終了後の2021年に設立から11年間の活動を総括し、次の世代への橋渡しを行うことで現AITCの使命を全うしたい。

上記の通り、本会活動の意義と世の中の技術動向を踏まえた上で、会員規約(会期)第2条※に従い、2021年8月31日までの5年間の会期延長ならびにこれに伴う会員規約(会期)第1条の改訂をここにご提案する。

※ 会員規約(会期)第2条 会期の延長は、総会の承認による。

会期の延長をご承認いただいた暁には、第6期(2015年度)はこれまでの活動の集大成に励むとともに、2016年9月1日からの5年間を見据えた新しい活動体制の準備を行い、会と活動の更なる発展に寄与することを目指す。